**特別試験研究費税額控除制度に係る特約事項**

（研究経費等の確認）

特約第１条　本共同研究による特別試験研究費税額控除制度の申告を予定している契約当事者（以下「申告法人」という。）が、甲による研究経費等の使用額等の妥当性についての確認を依頼した場合、甲はその内容について確認を行い、結果を書面等にて申告法人に通知するものとする。

（定期的な進捗状況に関する報告の内容及びその方法）

特約第２条 契約当事者は、本共同研究の進捗状況等に関する報告を定期的に（少なくとも年１回以上。研究期間が１年未満の場合は、当該研究期間に１回以上。）行い、結果を申告法人が取りまとめ、各研究代表者が署名又は記名押印の上、書類又は電子媒体で保存するものとする。

（申告法人が負担する費用の内訳）

特約第３条　費用の内訳については、次のとおりとする。

1. 費用の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 見込額 | 備考 |
| 1. 自社外試験研究費 | 円 | 申告法人が甲に納めるもの |
| 1. 自社内試験研究費 | 円 | 申告法人内で発生する経費 |

1. （1）表中の「①　自社外試験研究費」のうち、直接経費の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 見込額 | 備考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 合計 | 円 |  |

※ 申告法人は上記のほか、契約項目表「7.研究経費等」に記載の間接経費を負担する。

1. （1）表中の「②　自社内試験研究費」の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 見込額 | 備考 |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
|  | 円 |  |
| 合計 | 円 |  |

以上